平成２６年（フ）第９２号
佐賀市水ヶ江１丁目６番12号
債務者　原　　邦男
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　祐誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13675番地
債務者　新藤　満司
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７６９号
横浜市神奈川区菅田町668番地の３
債務者　小林　正美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６号
金沢市佐奇森町ル122番地２
債務者　黒崎　嘉光
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮前　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８８５号
愛知県知多郡武豊町字長峰41番地４
債務者　伊藤　裕樹
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　興吾　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８９号
横浜市保土ケ谷区常盤台31番10号（住民票上の住所）
債務者　張間　浩明
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彌重　仁也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２９号
横浜市中区矢口台59番地
債務者　中屋　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４８号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目39番４号　202
債務者　五十嵐英俊
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
石川県加賀市山田町蛇谷１番９号　ケアハウス加賀中央ヴィラ松が丘211号室、申立時の住所富山県南砺市下吉江145番地
債務者　才川　泰子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　康人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）中一部改正公告

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年五月三十日　　日本弁護士連合会

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）中一部改正

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び調整等」を「調整等」に、「居住又は」を「居住し、又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（本会の責務）

第一条の二　本会は、前条に規定する目的を深く自覚し、被災地弁護士会及び被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会と連携を図り、被災地域の市民に対する支援活動を積極的に行わなければならない。

第二条を次のように改める。

（災害の定義）

第二条　この規程において「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等その被災地域の市民の生命、身体若しくは財産に対して及ぼす程度において、これらに類する事象により生じる被害をいう。

第三条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「特に要請する」を「支援活動を行うために必要な一切の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「、その他の」を「その他の」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　講師等の派遣、書籍及び資料の紹介及び提供、資料の作成、相談結果等の分析その他の被災地弁護士会に対する支援活動

第三条第二項中「前項の支援要請にあたり」を「前項に規定する支援を要請するに当たり」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第四条第一項中「この場合」を「この場合において」に、「、直近の理事会で」を「に初めて開催される理事会において」に改め、同条第三項中「会長の」を「本部長の」に、「予め」を「あらかじめ」に、「本規程」を「この規程の」に改め、同条第四項中「本規程」を「この規程」に改め、「これを」を削る。

第五条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　被害状況及び被災地域の調査その他の情報収集

第五条の次に次の一条を加える。

（本会の活動）

第五条の二　本会は、日弁連災害対策本部を設置しない場合であっても、前条各号に掲げる活動を行うことができる。

第六条第二項中「被災地弁護士会の」を「被災地弁護士会が」に改め、同条に次の一項を加える。

3　本会は、第二項に規定する場合において必要があるときは、被災地弁護士会が所属する弁護士会連合会と協議の上、本会に支援統轄本部を設置することができる。

第七条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　被害状況及び被災地域の調査その他の情報収集

第七条の次に次の一条を加える。

（弁護士会連合会の活動）

第七条の二　弁護士会連合会は、支援統轄本部を設置しない場合であっても、前条各号に掲げる活動を行うことができる。

第八条第二項中「原則として」を削り、「とれない」を「取れない」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第三項中「とれない」を「取れない」に、「必要があるときには」を「必要があるときは」に改める。